

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 5 月 15 日（金）第 719 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）
ページ

告	示	
○指定納付受託者の指定		（生活衛生課取扱い） 1
○特定漁業者の規約の制定等に係る同意の認定		（水産振興課取扱い） 1
公	告	
○一般競争入札公告		（デジタル推進課取扱い） 2
公 安 委 員 会 公 告		
○警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告		（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 323 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 8 年 5 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社鹿児島カード
鹿児島市泉町 3 番 3 号
- 2 指定納付受託者を指定した日
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿児島県動物愛護センターの業務に属する犬及び猫の譲渡に係る手数料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 告 示 第 324 号

指宿市西方7117番地 高吉丸水産有限会社代表取締役高杉忍及び指宿市岩本29番地 有限会社高治丸代表取締役高峯幹彦からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 8 年 5 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（旧指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン以上の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業又は総トン数10トン以上の漁船により主としてそでいか旗流し漁業を営む漁業

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年5月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
職員コミュニケーションシステム及び関連機器の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和9年1月1日から令和13年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和8年5月15日から同年6月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報システム係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和8年6月24日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月25日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）会議室7-政-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和8年6月1日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に

定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報システム係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2384

ファックス番号 099-286-5527

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Staff Communication System Lease Equipment: 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 24 June 2026

- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Digital Promotion Division,
Policy Planning and Coordination Department,
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2384
FAX 099-286-5527

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

令和8年5月15日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 交通誘導警備業務1級
 - (2) 交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 交通誘導警備業務1級
 - ㊦ 学科試験
令和8年8月19日（水）午前9時から午前11時まで
 - ㊧ 実技試験
令和8年9月5日（土）午前9時から午後5時まで
 - イ 交通誘導警備業務2級
 - ㊦ 学科試験
令和8年8月19日（水）午前9時から午前11時まで
 - ㊧ 実技試験
令和8年9月12日（土）午前9時から午後5時まで
 - ウ 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで
 - (2) 実施場所
いずれの検定も鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）
 - (3) 受検定員
いずれの検定も30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
 - (1) 交通誘導警備業務1級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 交通誘導警備業務2級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 交通誘導警備業務1級
 - ア 学科試験
 - ㊦ 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 交通誘導警備業務2級
 - ア 学科試験
 - (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
 - (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
令和8年6月22日（月）から同年7月3日（金）まで（鹿児島県の休日定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後4時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 交通誘導警備業務1級
 - (ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
 - (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
 - (オ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
 - (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1通
 - イ 交通誘導警備業務2級
 - (ア) 検定申請書 1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。
- (3) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）